

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社半澤組（所在地 福井県坂井市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 6年12月18日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

令和 6年12月18日
北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社半澤組	福井県坂井市三国町三国東6丁目5番13号

2. 指名停止措置期間： 令和 6年12月18日 ～ 令和 7年 1月17日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

本件は、株式会社半澤組が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明したものである。

5. 措置理由

上記4. については、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内